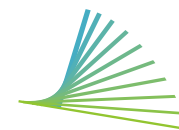


監査品質に関する報告書
| 2022



かなで監査法人
Kanade Partnership

かなでの約束

監査品質を最優先に行動し、地域・社会・資本市場の発展に貢献します

私たちは、監査の品質を、「会計上・開示上・統制上の重要な課題を適時に発見して適切に是正すること」とともに、「十分なコミュニケーションにより経営上の課題を提起して対応策を提言していくこと」と考えています。

私たちは、高品質な監査の追求を通じて監査先の健全な成長に寄与することにより、地域・社会・資本市場の発展に貢献するとともに、監査業界の社会的信頼の向上に貢献します。

中堅企業・地方中核企業・成長企業の中長期的な発展に向けて、価値を提供します

中堅企業・地方中核企業・成長企業の課題は、大企業のそれとは異なります。私たちは、地域・社会・資本市場の発展に対して真摯に向き合う中堅企業・地方中核企業・成長企業の皆様に、業務を提供します。

人間的魅力を高め、監査先やクライアントの方々としっかりと向き合います

私たちは、経営者・監査役等や従業員の方々に真正面から向き合い、信頼していただけるようひとりひとりが人間力を磨きます。そして、私たちが信頼し評価してくださる方々に、全力で応えます。

最新技術を常に取り入れ、監査及びコンサルティングサービスを絶え間なく改善・革新します

現代の経営はデジタルへの対応を避けては通れません。私たちは、デジタルを含む最新の知見と技術を常に取り入れ、監査先やクライアントのデジタル活用の進展を正しく理解するとともに、監査やコンサルティングサービスの進め方を常に見直し、効率性と有効性を両立する監査及びコンサルティングサービスを実現します。

メンバーが安心して働ける環境と働き甲斐を実現します

監査法人は人で成り立ちます。私たちは、倫理を重んじ、業務提供に誇りと感謝の念を持ち、専門的知識・技術と人間力の向上に努め、それぞれの強みを活かし弱みを補い合い、建設的・民主的に意見し合い、メンバーが安心して働ける環境と働き甲斐を実現します。



目次

監査の品質管理システム	4
かなで監査法人の監査の特徴	5
ガバナンス	6
職業倫理及び独立性	8
監査契約の新規の締結及び更新	9
監査業務の実施	10
人財	12
テクノロジー	14
コミュニケーション	17
モニタリング	18
アドバイザーボードによる評価	19
監査法人のガバナンス・コードへの対応状況	20
法人概要	26
主要監査先一覧	27

監査品質に関する報告書2022 の発行に寄せて

かなで監査法人は、日本の経済社会発展を目的に、中堅企業・地方中核企業・成長企業に監査業務を通じて成長を支援したいとの思いから、設立しました。

経済社会が目覚ましいスピードで変化している中で、卓越したプロフェッショナルサービスの監査先等への提供こそが、さまざまなステークホルダーの方々の信頼を勝ち取る唯一の方法です。高い監査品質が私たちに課された責務です。監査品質の継続的な向上に向けて、引き続き努力を重ねてまいります。



理事長
篠原 孝広

※ 本報告書は2022年10月31日時点の情報に基づいて作成しております。

監査の品質管理システム

高品質な監査は、健全なガバナンスの下で、適切な監査マニュアルや監査ツールに基づき、適確な指揮・監督に従い、必要な知見・経験・スキルを持つ人財が、十分な監査時間をかけて、はじめて実現します。

かなで監査法人は、設立以来、必要となる制度やツールをひとつひとつ作り上げてきました。その基盤に多くの優秀な人財が集まり、高品質な監査を実現してきました。

それでも、取り組むべき課題はまだたくさんあります。かなで監査法人が目標とする「中堅企業・地方中核企業・成長企業に最適な監査」の実現に向けて、一步一步前進してまいります。



理事
品質管理責任者
杉田 昌則

かなで監査法人の監査の特徴

中堅企業・地方中核企業・成長企業への特化

中堅企業等に特化した監査

達成すべき監査品質に中堅企業等と大企業に差はありません。しかし、中堅企業等の監査で実施すべき手続は、大企業とは異なります。

かなで監査法人は、日本の監査基準に準拠し、日本の実務慣行・監査慣行を踏まえ、中堅・中小・成長企業の監査に必要な事項をまとめた監査マニュアルや監査ツールを独自で開発しています。

地方中核企業に対応する人員・オフィス配置

かなで監査法人では、地方中核企業への監査・コンサルティングサービスの提供を目指し、地方在住の公認会計士等を確保するとともにオフィスを設置しており、今後も地域・陣容ともに拡充を続けます。

成長企業への対応

成長企業では、経営者・管理職の方々との充実したコミュニケーションが、会計上・内部統制上の課題を発見するために有用です。

かなで監査法人は、CEO・CFOの方々とのミーティングを必要に応じて月次で開催するなど、成長ステージに合わせて対応しています。

コンパクトな組織による迅速な判断

コンパクトな組織

かなで監査法人は、監査現場を最優先に置き、組織やシステムをコンパクトに構築しています。

- ▶ 標準化・システム化による、間接業務・コストの圧縮
- ▶ クラウド化による、システム関連コストの圧縮

間接コストを圧縮することにより、監査業務に直接従事する人財の適切な配置を実現しています。

迅速な監査判断

コンパクトな組織は、複雑あるいは難しい課題に対する判断の迅速化にも貢献しています。

かなで監査法人は、複雑あるいは難しい課題に対し、必要に応じて外部の専門家の知見を活用するとともに、経験豊富なパートナーが参画する審査会を即座に開催して議論することにより、後戻りのない迅速な解決を実現しています。

コミュニケーションを重視した人財構成

パートナーリードの監査チーム

かなで監査法人の中核は、大手監査法人で多種多様な業務を経験してきたパートナーやマネージャーです。パートナーが前面に立ち、十分に関与することで、充実したコミュニケーションと円滑な専門的検討を実現します。

外部人財や会計士ではない人財の活用

監査業務には専門性を必要としない業務が多くあります。

かなで監査法人は、専門性の低い領域の監査タスクの標準化を進め、会計士ではない人財（アソシエイト）が実施する体制を構築しています。また、外部の専門家・公認会計士を積極的に活用することにより、専門性を確保しつつ、監査業務の季節変動に対応しています。

コミュニケーションの重視

かなで監査法人は、こうした適時・適切な人財構成により、無駄なく監査業務を遂行するとともに、経験豊富なパートナー・マネージャーが、経営者や従業員の皆様に真正面から向き合っており、充実したコミュニケーションを図ります。

ガバナンス 1/2

組織

理事は、監査業務の遂行能力のみならず、法人の組織運営能力を考慮して選任しています。各理事の担当領域を定め、各理事が担当領域に関する情報収集・リスク分析、効率的効果的な業務運営の検討をリードしています。

理事長が当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負います。品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を有する社員を品質管理責任者として理事会で決定し、この品質管理責任者が品質管理のシステムの整備及び運用に責任を有します。

監事は、社員の中から選任し、監事による理事会の運営並びに理事の職務の執行又は職員の業務の遂行の監査を通じて、業務の執行の適切性を確保しています。

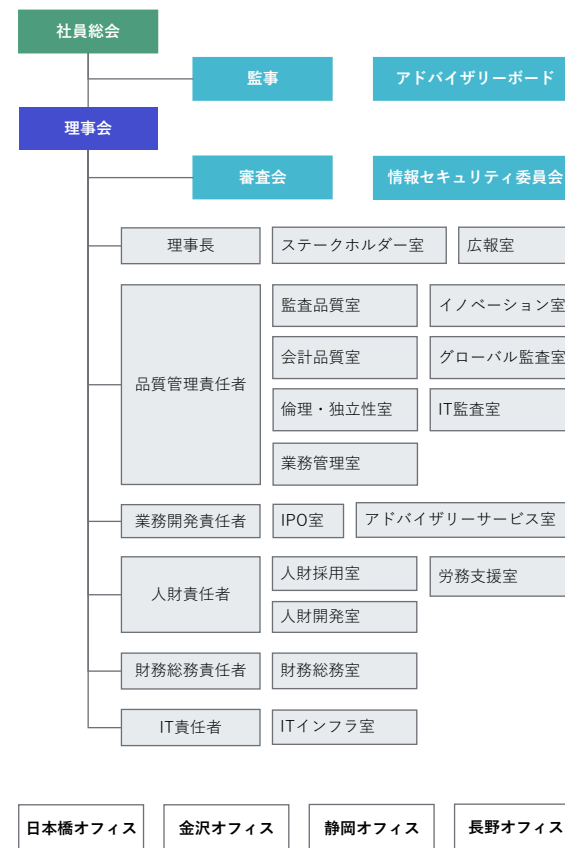
アドバイザリーボードは、理事会の運営並びに理事及び監事の職務の執行について評価し、定時社員総会において評価結果の報告を行うとともに、当監査法人に関する事項のうちの重要事項について理事会及び監事に意見を述べるができるものとしています。アドバイザリーボードメンバーであるアドバイザーは、会計、監査、財務、法務及び企業経営などに関し識見を有する者から、社員総会の決議に基づき選任しています。

品質管理、業務開発等機能ごとに責任者を定め、理事がその職に就いています。責任者の下に領域ごとに細分化した室を設置し、社員あるいは職員が室長・室員として活動しています。監査業務に従事するマネジャー以上の職員が各室のメンバーを兼務することにより、コンパクトな組織運営と、組織運営への主体的関与による人財育成及び組織的な情報集約と課題対応による監査品質の向上の両立を目指しています。

監査業務ごとに選任される監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負います。

—不正リスクへの対応

「監査における不正リスク対応基準」に準拠して実施される監査業務を行う監査事務所に遵守が求められる事項を、監査の品質管理規程に含めて規定しています。不正リスクに関する品質管理の責任は品質管理責任者が負います。



ガバナンス 2/2

組織風土

組織やシステムをコンパクトに構築しており、フラットで風通しの良い組織風土を実現しています。コンパクトな組織は、複雑あるいは難しい課題に対する判断の迅速化にも貢献しています。

すべての社員及び職員が共通に保持すべき価値観は「かなでの約束」に示しています。すべての社員及び職員は、この「かなでの約束」を指針として、行動しています。

理事長は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを、「かなでの約束」とともに、四半期に一度開催される全体会議等にて、明確に一貫して繰り返し示しています。

会議体

健全な組織風土を醸成するには、充実したコミュニケーションが重要です。職層ごとあるいは職層を超えた会議体を設定し、頻度の高いコミュニケーションを実践しています。

なお、当法人の職員には、公認会計士やその他専門家のほかに、アソシエイトと呼称する一般職が含まれます。また、当法人では非常勤の専門要員が活躍しています。本報告書において「社員及び職員」とは、原則として、非常勤を含むすべての社員及び職員を指します。

会議体	開催頻度	参加者
社員総会	年1回+必要な都度	社員
アドバイザーボード	2か月に1回	アドバイザー及び理事・監事
理事会	月次+必要な都度	理事・監事
審査会	必要な都度	審査会メンバー
情報セキュリティ委員会	必要な都度	委員会メンバー
経営会議	原則として週次	社員
運営会議	原則として週次	社員及びマネジャー以上の職員
全体会議	四半期に1回	全ての社員及び職員

職業倫理及び独立性

職業倫理

「倫理規則」（日本公認会計士協会）、「品質管理基準委員会報告第1号」（同）等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を「独立性の保持に当たっての判断基準」、「インサイダー取引防止規程」等に定め、職業倫理に関する研修の実施、宣誓の入手、顕在化した問題への対応等を実施しています。

2022年度（2021年9月1日～2022年8月31日）に職業倫理への抵触はありません。

独立性

独立性の保持のための方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び「独立性の保持に当たっての判断基準」に定めています。

当法人並びに社員及び職員が、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時期現在及び必要となる時点において「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。

また、監査業務ごとに、当該監査に関与する社員及び職員に対して業務開始時、期中および監査意見表明時における独立性に対する阻害要因の有無を確認しています。

独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対応する適切な措置を講じ、その過程を文書化しています。

2022年度（2021年9月1日～2022年8月31日）に独立性への抵触はありません。

ローテーション

公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠したローテーションの方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び「独立性の保持のための判断基準」に定め、大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバルは筆頭監査責任者は5会計期間、審査担当者は3会計期間、監査責任者は2会計期間を必要としています。

2022年度（2021年9月1日～2022年8月31日）にローテーションルールへの抵触はありません。

監査報酬が独立性等に与える影響

独立性に関する指針は、特定の監査業務に対する報酬が、1期目、あるいは2期連続して、それぞれ会計事務所等の総収入の一定割合を超える場合に、独立性を阻害する要因になるとされています（「独立性に関する指針」第1部220項から222項）。

2022年度（2021年9月1日～2022年8月31日）における特定の監査業務に対する報酬は最大でも9.9%であり、独立性を阻害する要因のある監査業務はありません。

独立性遵守率

▶ 100%

特定の監査業務の
報酬が総収入に
占める割合の最大値

▶ 9.9%

監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新の判断に関する方針及び手続は「監査の品質管理規程」に定めており、関与先の事業内容・財政状態及び経営成績・経営者の誠実性・ガバナンスの状況・会計方針及び経理能力・内部統制の状況等、契約条件および業務リスク（不正リスクを含む）とともに、当法人の関与先に対する職業倫理の遵守・独立性の保持・監査資源の確保の状況その他の重要事項を検討し、その過程を文書化しています。

このうち監査資源の確保については、当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有しているかを検討し、有している場合にのみ、監査契約の新規の締結又は更新をしています。

監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新が、監査事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、当該契約の新規の締結及び更新の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、監査事務所に、適宜、伝えなければならないとしています。監査契約の新規締結にあたっては理事会の承認を、更新にあたっては品質管理責任者（リスクが高いと判断される場合には理事会）の承認を、必要としています。

—不正リスクへの対応

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規締結及び更新にあたっては、不正リスクを考慮して、監査契約締結あるいは更新に伴うリスクの程度を評価します。

非監査業務への取組み

非監査業務の経験は、会計監査の質の向上につながる貴重な知見を得る機会であり、社員及び職員の貴重な育成機会であると考えています。会計・監査業務に隣接する業務領域である株式上場支援業務、M&A支援業務、事業再生支援業務等に、積極的に取り組んでいます。また、社員及び職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することを支持しています。

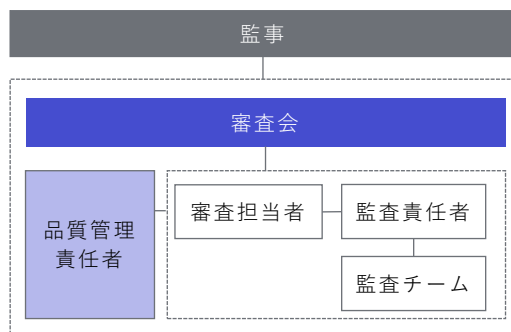
ただし、監査先への非監査業務の提供は、監査の独立性の観点から慎重に判断し、独立性に抵触する懸念がある場合には実施しません。

監査業務の実施 1/2

品質管理体制

「監査に関する品質管理基準」及び「品質管理基準委員会報告第1号」に準拠して「監査の品質管理規程」を策定し、社会からの信頼に応えるべく、監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを整備・運用し、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録・保存するための文書化を行っています。

品質管理の体制は下図のとおりです。監査責任者の指示・監督のもと、監査チームが実施した監査手続は、監査責任者が査閲し、審査担当者による審査を受けます。特に重要な検討事項については、合議制で実施される審査会で審査が要求されます。こうした体制が機能していることを品質管理責任者は監視し、必要に応じて是正措置を講じます。この枠組みが適切に機能していることを、監事が監査しています。



監査業務の実施

監査手続の遂行、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を「監査の品質管理規程」に定めるとともに、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠した「監査マニュアル」及び監査ツール（ソフトウェア・ツールを含む）を定め、これらに従い監査業務を遂行しています。

なお、上記の方針及び手続には、監査手続の遂行、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等に関する規定が含まれています。

—不正リスクへの対応

不正リスクに適切に対応できるよう、監査業務に係る監督及び監査調書の査閲に関する方針及び手続を定めています。監査責任者は当該方針及び手続に従って、監査業務の監督及び監査調書の査閲を実施する責任を負っています。

専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合には、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討し、その過程を文書化しています。

—不正リスクへの対応

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することを定めています。

2022年度（2021年9月1日～2022年8月31日）の専門的な見解の問合せ数は8件です。

専門的な見解
の問合せ数

▶ 8 件

監査上の判断の相違

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違がある場合には、監査責任者は、品質管理責任者ととも報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取るとともに、品質管理責任者は必要に応じて当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決しています。

2022年度（2021年9月1日～2022年8月31日）に監査上の判断の相違は生じていません。

監査業務の実施 2/2

監査事務所間の引継

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠し、監査業務の引継を実施しています。

一不正リスクへの対応

後任の監査事務所に対して、不正リスクへの対応状況を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査人から要請のあったそれらに関する調書の閲覧に応じるよう定めています。また、前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、及び不正リスクへの対応状況等の監査上の重要な事項について質問しています。監査チームが実施した引継の状況について品質管理責任者に報告しています。

グローバル対応

グローバルネットワークへの加入には利点がある一方で欠点もあることから、グローバルネットワークには加入していません。

外国語に堪能な社員及び職員を一定数確保しており、海外展開する監査先の海外子会社等の監査に際しては、国際監査基準に従い、海外の構成単位の監査人と十分なコミュニケーションを取りつつ、監査を進めます。

監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

監査調書は、紙媒体により入手された監査証拠を含むごく一部の監査調書を除き、電子調書を原則としています。

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限は、当該業務に含まれる最も遅い監査報告書日から起算して60日以内としています。監査調書は、紙調書・電子調書ともに、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が合理的に確保されるよう管理しています。なお、監査調書の保管期間は原則として10年と定めています。

審査

「監査の品質管理規程」において、審査の詳細を定めています。すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施しています。

一不正リスクへの対応

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかを審査担当者が評価し、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しています。

2022年度（2021年9月1日～2022年8月31日）の審査実施率は100%です。

審査会による審査

特に重要な検討事項については、合議制で実施される審査会で審査を実施しています。

2022年度（2021年9月1日～2022年8月31日）の審査会による審査数は6件です。

審査会審査数

▶ 6 件

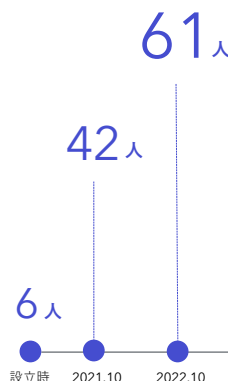
人財 1/2

採用

社員及び職員の採用にあたり、採用計画に従い、書類選考及び面談により、当法人の価値観を共有し、当法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人財を採用しています。

入所時には、「かなでの約束」を含む経営理念を伝達するとともに、監査品質の確保のための入所時研修を実施しています。

人員数



総人員のうち
常勤者率

▶ 65.6%

評価

評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力、適性、業績を考慮して実施し、当該評価結果を昇給あるいは昇格及び人財育成に反映しています。監査業務の品質管理の評価には、審査担当者等の見解を取り入れています。また、個々人が不得手とする領域については、テーマ別勉強会等を開催することにより、研鑽を重ねています。

選任

監査チームのメンバーの選任は、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮し、十分な時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要とされる適性及び能力を有する社員及び職員をそれぞれの監査業務に選任しています。

—不正リスクへの対応

監査チームの組成にあたっては、識別した不正リスクに応じて、不正に関する知識や能力を考慮してメンバーを選任します。なお、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項を適切に伝達することを定めています。

かなで監査法人が考える働き方

多様な働き方

1日6時間だけ働きたい人、週休3日を希望する人、時間帯をズラして働きたい人、副業している人。現在置かれている環境や求める自己実現・ワークライフバランス等にはさまざまな希望があります。

かなで監査法人では、公認会計士・IT専門家・アソシエイトを問わず、非常勤勤務、時短勤務やフレックスタイト制を組み合わせ、それぞれの方にとって最適な働き方を実現できるよう、柔軟に対応しています。

適切な報酬水準

かなで監査法人は、大手監査法人と同水準の、しかし、中堅企業・地方中核企業・成長企業に特化した、適切な監査品質を目指して活動しています。同じ水準の品質を実現するためには、同じ水準の人財（公認会計士・IT専門家・アソシエイト）が必要であり、同じ水準の報酬が必要です。

かなで監査法人は、大手監査法人と同水準の報酬を設定しています。

人財 2/2

監査実施者の教育・訓練

公認会計士の教育・訓練にあたっては、必要とされる適性や能力を維持し開発するため、日本公認会計士協会による継続的専門研修制度であるCPEの必要単位の取得を義務付けるとともに、日本公認会計士協会が提供する研修のうち品質管理上特に重要と考えられる研修を指定し、受講を義務付けています（指定研修）。また、四半期に一度、その時々に必要なと考えられるテーマについて独自開発した教材に基づく集合研修（独自研修）を実施しています。

なお、独自研修はeラーニング化し、対象者全員の受講を義務付けています。

—不正リスクへの対応

社員及び職員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しています。

2021年研修年度（2021年4月1日～2022年3月31日）の公認会計士の研修受講平均時間は49.3時間、指定研修受講率・独自研修受講率はいずれも100%です。

研修受講平均時間

▶ 49.3 時間

指定 / 独自研修
受講率

▶ 100 %

会計又は監査の専門家（会計又は監査の分野において専門知識を有する個人）の研修プログラム

	ビジネススキル				テクニカルスキル					
	ベーススキル		ソフトスキル	PCスキル	言語スキル	ベーススキル			トピックススキル	
S	職業倫理 独立性 コンプライアンス	情報セキュ リティ ・ITスキル	ビジネスマナー	エクセル・ワード	TOEIC・ 英会話等 希望がある 場合に補助	監査証拠	サンプリング	CPE研修	春夏秋冬期研修 (会計・監査 トピック)	CPE指定 研修
SS			ロジカルシンキング	ビジュアライゼーション		リスク評価	分析の実証手続			
M			タスクマネジメント	オートメーション		科目別監査手続	内部統制			
SM			プレゼンテーション	パワーポイント		監査計画・結論	監査マニュアル			
P			リーダーシップ							
			コーチング							
			マネジメント							
						テーマ別勉強会				

テクノロジー 1/3

ITインフラ

リモートコミュニケーションに必要な情報共有の仕組みを構築しつつ、保有資産を最小化して今後の技術革新に適時に対応するため、VDI（仮想デスクトップ環境）や監査業務管理ツールなどのIT基盤をフルクラウドで構築しています。最新技術を活用することにより、小規模ながら、セキュアで高効率なIT環境を実現しています。

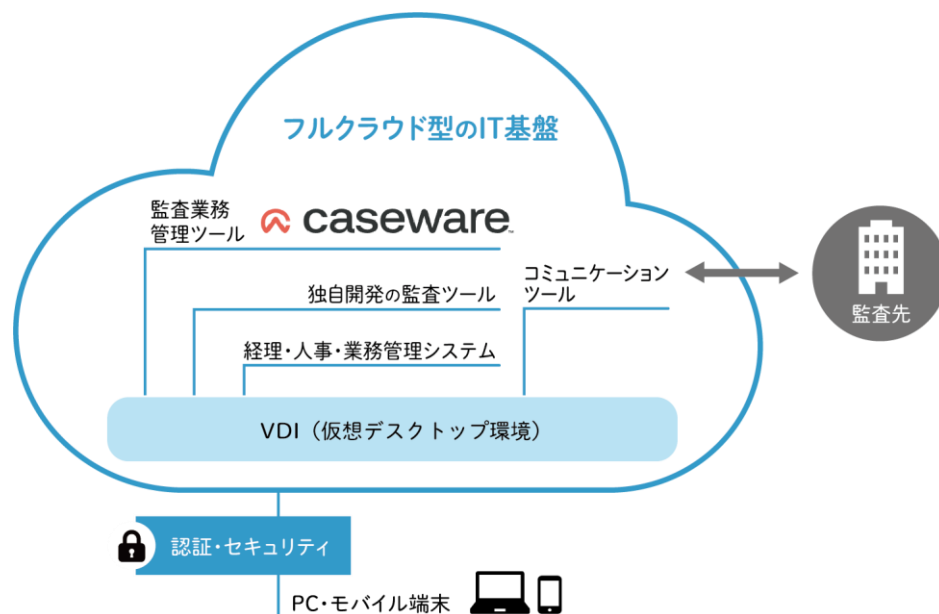
情報セキュリティ

MFA（多要素認証）と条件付認証による安全なクラウド環境を利用するとともに、MDM（Mobile Device Management）やEDR（Endpoint Detection and Response）によるセキュリティリスクの検知と対応による情報資産へのアクセス管理により、侵入等のインシデントに対する速やかな対応を確立しています。

監査業務管理ツール

監査のIT基盤となる監査業務管理ツールには、世界最大シェアであるCaseWare社の最新鋭ソフトウェアであるCaseWare Cloudを採用し、監査調書の電子化とリモート監査対応を実現しています。

2022年度（2021年9月1日～2022年8月31日）に実施した監査業務におけるCaseWare Cloud及びVDIの使用率は100%です。



CaseWare Cloud
使用率

▶ 100%

テクノロジー 2/3

デジタル監査ツール

監査先のデジタル化の進展にあわせ、また、効果的で効率的な監査の実現のため、独自の監査ツールを開発し、監査に活用しています。

監査先とのシームレスなやり取りを実現するプラットフォーム **かなで connect**

監査先との資料のやり取りをセキュアかつシームレスに実現するプラットフォーム。

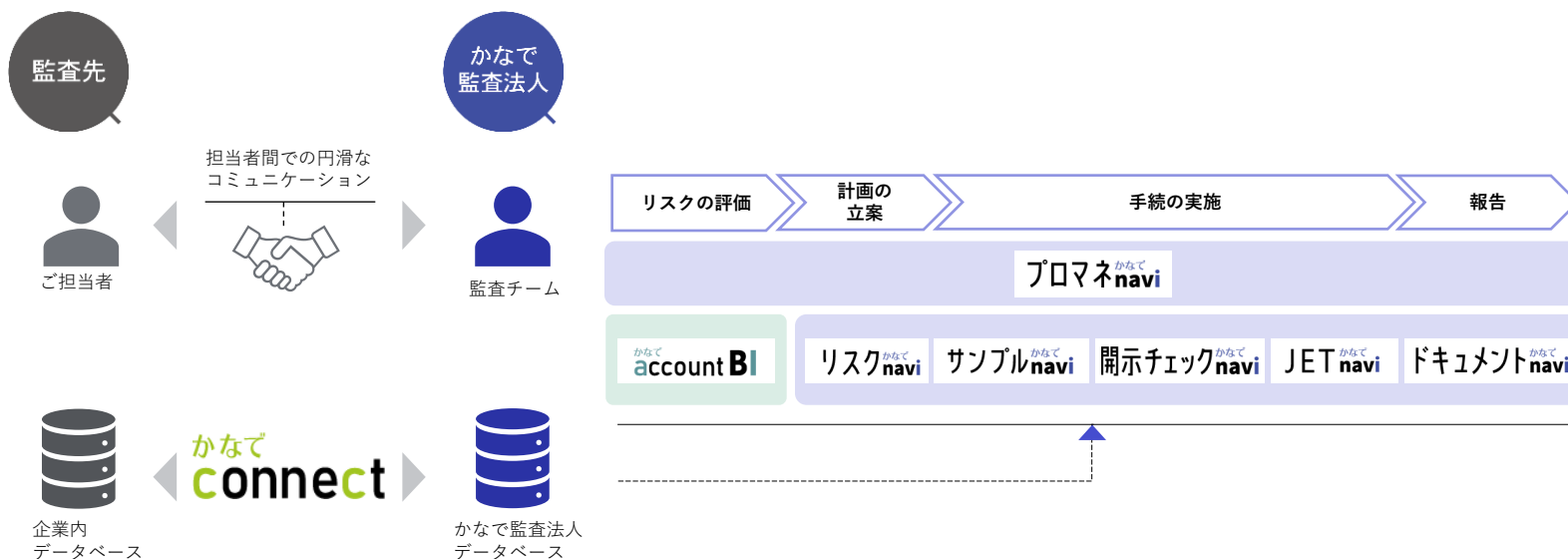
資料依頼状況や提出状況が即時に反映され、期日管理や質問管理も一元的に実施できます。監査先とストレスなくつながることで、迅速かつ正確で効率的なコミュニケーションを実現しています。

監査スケジュールの管理支援システム

プロマネ **かなで navi**

個々の監査業務の各タスクの進捗状況を把握し、期日が近づいている／経過している未了タスクをチームメンバーに自動でメール通知するシステム。

重要な監査業務の実施漏れを防止するとともに、適切な時期に適切な業務を実施し、監査工数の平準化に貢献しています。



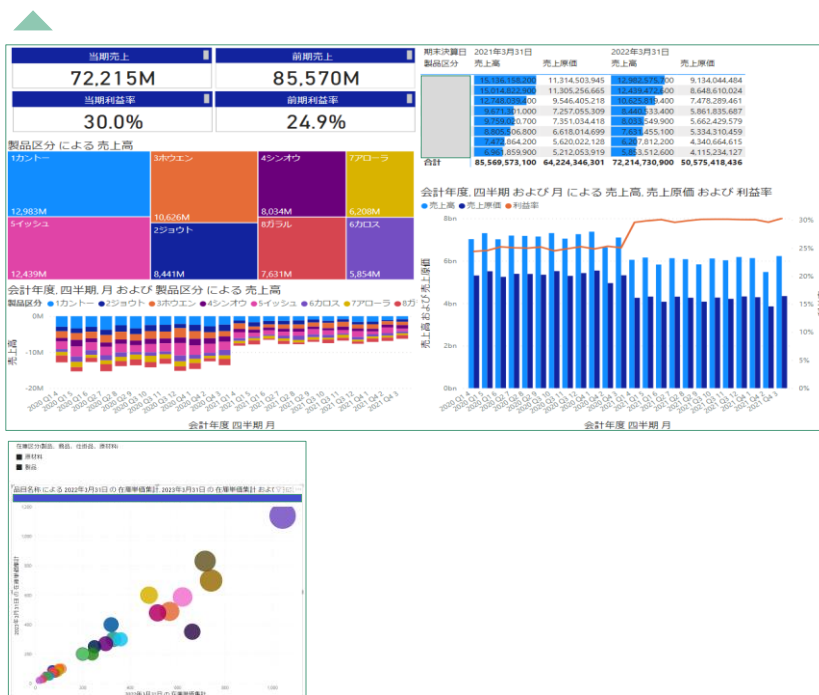
テクノロジー 3/3

リアルタイム監査を実現するビジュアライズツール

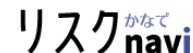


監査先の仕訳データ、売上データ、購買データ等の全量データを共通のプラットフォーム上で連携し、迅速にビジュアル化、異常値を検出するツール。

適時に不正や誤謬の兆候や変化を識別し、効果的かつ速やかに監査手続を開始できます。また、ビジュアル化されたデータを介して、経営者との深度ある対話を実現し、課題の早期対応に貢献しています。



リスク・アプローチを確実に実現するリスク対応計画支援システム



主要な勘定科目ごとの標準的なリスク及びリスク対応手続をデータベース化し、指定された条件に基づき、必要な勘定科目のリスク及び対応手続を一覧化、内部統制監査手続書・実証手続監査手続書を自動生成するツール。

監査計画の立案を支援し、リスク・アプローチに基づく効果的かつ効率的な監査を実現しています。

複雑な文書作成を標準化・自動化する文書作成支援システム



監査報告書等の作成プロセスを標準化・自動化するツール。

従前は手作業で作成していた文書を、定型的な質問に答えるだけで自動で作成します。監査業務の自動化により、本来時間を割くべき高度な判断や監査先とのコミュニケーションに注力する時間を創出しています。

このほかにも、正確性・効率性を向上するための様々なツールを実装しています。

監査サンプリングのための サンプルnavi

仕訳入力テストのための JETnavi

文書比較を容易化する 開示チェックnavi

コミュニケーション

通報制度

監査業務に係る社員及び職員の不適切な行為、判断並びに意見表明、関連する法令に対する違反及び監査事務所定める品質管理のシステムへの抵触等に関して、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を「内部・外部通報規程」として定め、運用しています。



弊法人ホームページ ([こちら](#)) に情報提供ホットラインを設置しています。

監査役等との品質管理システムに関する協議

会社計算規則131条に基づく「会計監査人の職務の遂行に関する事項に関する通知書」を準備し、定期的及び更新の都度、監査役等に品質管理システムの状況を説明し、協議しています。

モニタリング

品質管理システムの監視

品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施することを「監査の品質管理規程」に規定しています。日常的監視は、独立性の確保、監査契約の締結状況をはじめとする品質管理のシステム全般の整備・運用状況をその検証対象としています。また、定期的な検証は、少なくとも3年に1度はすべての監査責任者が対象となるように実施しています。

日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、品質管理責任者は改善を要する事項を検討し適切な措置を講じています。また、品質管理責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対し、不備とこれに対する適切な是正措置を伝達し、監査責任者等は、求められた是正措置を適時に実施することが求められます。

一不正リスクへの対応

定期的な検証により、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめています。

不服と疑義の申立て

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するため、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。不服と疑義の申立てがあった場合には、不服と疑義の申立てを調査し、この調査には必要に応じて法律専門家、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所が関与することとしています。

一不正リスクへの対応

当法人内外からもたらされる不正リスクに関する情報は、適時に監査責任者に伝達し、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理責任者に書面で報告しています。

外部検査の状況

監査法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査を受けることとなっています。

日本公認会計士協会の品質管理レビュー

2022年8月から日本公認会計士協会の品質管理レビューを受け、2022年10月31日付で「品質管理レビュー報告書」及び「改善勧告書」を受領しています。品質管理レビュー報告書における品質管理レビューの実施結果は、以下のとおりです。

品質管理のシステムの整備及び運用の状況：
重要な不備事項のない実施結果

品質管理レビューの結果に基づく措置は、受けていません。

個別の監査業務における品質管理に関する改善勧告事項に対しては、対象の監査チームにて改善措置を策定し、品質管理責任者及び監査品質室によるフォローアップを行うとともに、個別監査業務における不備事項発生の根本原因分析を実施し、同様の不備事項の発生を防止するために研修及び標準調書様式のリリース等による所内への周知徹底を図っています。

公認会計士・監査審査会の検査

公認会計士・監査審査会の検査を受けていません。

アドバイザーによる評価

監査法人の成長・発展の基礎は、監査品質の維持・向上にあり、そのためには有能多彩な人材の採用と育成、品質管理体制の一層の整備、監査ITの活用、業務遂行能力に見合った新規契約の獲得、法人構成員間の融和・交流などが課題となります。

かなで監査法人は、設立以来、社員・職員の努力により、これらの課題に対処し順調に成長してきました。今後のさらなる成長を期待していますが、今後の監査環境の変化に加え、陣容拡大とともに、新たな課題の発生も予想されます。新たなステージにおいても、当法人が順調に成長していけるよう、適切なアドバイスを提供していきます。



アドバイザー
鈴木 昌治

元有限責任監査法人トーマツパートナー。

日本公認会計士協会にて、監査委員会（現 監査・保証実務委員会）委員長として、監査実務指針の策定に注力。その後、常務理事として品質管理、人材育成、総務などを担当。副会長として監査、自主規制（品質管理、監査業務審査、綱紀審査）を担当。

現在は上場会社の社外取締役などを務める。

上場企業の監査事務所が、大手監査法人から準大手監査法人や中小監査法人にシフトする傾向が顕著であり、公認会計士法の改正等により、特に大手監査法人以外の監査事務所に対する規制が強化されつつあります。

かなで監査法人は、設立当初より今後の成長を意識した業務運営や品質管理体制の整備等に積極的に取り組んでおり、設立後2年が過ぎたところですが、中小監査法人としてスタートラインに立っているものと評価しています。改訂予定の監査法人ガバナンス・コードにも前向きに取り組み、資本市場から信頼される監査法人に少しでも近づけるよう指導していきます。



アドバイザー
市川 育義

元有限責任監査法人トーマツパートナー。

金融庁公認会計士・監査審査会委員、企業会計審議会専門委員、日本公認会計士協会理事、等を歴任。令和4年及び令和5年公認会計士試験 試験委員。

主な著書に『企業結合会計ガイドブック』（単著、清文社、2004/5）、『法律家のための企業会計と法の基礎知識』（共著、青林書院、2018/2）がある。

監査法人のガバナンス・コード への対応状況

当監査法人は現在「監査法人のガバナンス・コード」の受入に向けて準備を進めております。以下には現時点での当該コードへの対応状況をまとめています。

「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）は、監査法人が自身の社会的役割の重要性を認識し、その価値を維持・向上させるための極めて重要な原則であると理解しております。

現在「コード」への対応を進めておりますが、安易に準拠していると宣言することはせず、その趣旨をしっかりと理解し、組織運営が「コード」の目指す方向へ進んでいることを確認しながら、進めたいと考えております。

社会への貢献を結果で示すことができるよう、引き続き真摯に取り組んでまいります。



監事
白井 正

監査法人が果たすべき役割

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

No	指針	対応方針
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	理事長は、監査品質を最優先に行動することを冒頭に掲げた「かなでの約束」を、社員及び職員全員が参加し四半期に一度開催される全体会議等にて、明確に一貫して繰り返し示しています。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	すべての社員及び職員が共通に保持すべき価値観は「かなでの約束」に示しています。すべての社員及び職員は、この「かなでの約束」を指針として、行動しています。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力、適性、業績を考慮して実施し、当該評価結果を昇給あるいは昇格及び人材育成に反映しています。監査業務の品質管理の評価には、審査担当者等の見解を取り入れています。また、個々人が不得手とする領域については、テーマ別勉強会等を開催することにより、研鑽を重ねています。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	組織規模が小さいこともあり、フラットでコンパクトな組織となっています。社員が参加する経営会議、マネジャー以上が参加する運営会議では、会計監査を巡る課題や知見・経験を共有し、活発な議論が行われています。全体会議は職位に関わらず発言できる開放的な雰囲気で開催されています。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	非監査業務の経験は、会計監査の質の向上につながる貴重な知見を得る機会であり、社員及び職員の貴重な育成機会であると考えています。会計・監査業務に隣接する業務領域である株式上場支援業務、M&A支援業務、事業再生支援業務等に、積極的に取り組んでいます。また、社員及び職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することを支持しています。 ただし、監査先への非監査業務の提供は、監査の独立性の観点から慎重に判断し、独立性に抵触する懸念がある場合には実施しません。

組織体制(経営機能)

原則2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

No	指針	対応方針
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	月次及び必要に応じて随時開催される理事会における関連な議論のもと、法人の経営方針の決定と経営管理、職業倫理及び法令の遵守状況の管理、品質管理方針の決定等にかかる、課題の認識及び解決を図っています。
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ▶ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ▶ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備 	<p>最高意思決定機関である社員総会が理事及び監事を選任し、理事・監事が参加する理事会が、経営機関として左記事項に関する審議・決定をしています。</p> <p>このほか、監査上の重要な判断及び重要事項の審査・決定機関として審査会を設置するとともに、情報セキュリティ全般に係る審議・決定機関として情報セキュリティ委員会を設置しています。</p> <p>また、情報共有や議論の場として、社員が参加する経営会議、マネジャー以上が参加する運営会議を活用しています。</p>
2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	理事は、監査業務の遂行能力のみならず、法人の組織運営能力を考慮して選任しています。各理事の担当領域を定め、各理事が担当領域に関する情報収集・リスク分析、効率的効果的な業務運営の検討をリードしています。理事だけでは対応できない領域については、必要に応じて理事以外の専門家をオブザーバーとして理事会に招聘しています。

組織体制(監督・評価機関)

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

No	指針	対応方針
3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	理事会を監督する機関として、監事を選任しています。監事は、理事会の運営並びに理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を公正不偏の立場で監査し、監査を通じてかなで監査法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与することを、職責としています。
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	組織規模が小さいこと、及び、有限責任制ではない監査法人として無限責任を負う社員の相互監視に基づく組織運営を前提としていることから、現時点では、監督・評価機関として独立性を有する第三者を起用しておりません。 なお、組織的な運営を確保し公益的な役割を果たす観点から、法人外の有識者であるアドバイザーを選任し、アドバイザーを構成員とし理事・監事がオブザーバー参加するアドバイザリーボードを設置しています。
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ▶ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	アドバイザリーボードは以下の業務を役割としています。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 組織的な運営の実効性に関する評価 ▶ 理事及び監事の選退任、評価及び報酬の諮問 ▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の評価 ▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価 ▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への参画
3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	監督・評価機関である監事は、理事会に出席するとともに、各種議事録やワークフロー、会計記録等の必要な情報を閲覧しています。 アドバイザリーボードを構成するアドバイザーには、アドバイザリーボードにて情報を共有しています。

業務運営

原則4

監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

No	指針	対応方針
4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	マネジャー以上が参加する運営会議にて、監査の現場からの情報等を共有するとともに、理事会等における決定事項の周知を図っています。理事会、経営会議及び運営会議では、会計監査の品質向上に向けた意見交換や議論が積極的に行われています。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	人事諸規程とともに「人事制度ガイド」を整備し、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用しています。また、「かなで研修プログラム」を策定し、さまざまな研修に取り組んでいます。なお、監査業務の品質管理の評価には、審査担当者等の見解を取り入れています。
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ▶ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ▶ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ▶ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	監査チームのメンバーの選任は、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験や適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮し、十分な時間が確保されるよう配慮して、監査業務の遂行に必要とされる適性及び能力を有する社員及び職員をそれぞれの監査業務に選任しています。 非監査業務の経験は社員及び職員の貴重な育成機会であると考え、会計・監査業務に隣接する業務領域である株式上場支援業務、M&A支援業務、事業再生支援業務等に、積極的に取り組んでいます。また、社員及び職員が副業を通じて税務業務その他非監査業務を経験することを支持しています。
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	コミュニケーションの重視は当法人の監査の特徴のひとつです。経験豊富なパートナー・マネジャーが、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等と、真正面から向き合った充実したコミュニケーションを実践しています。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を「内部・外部通報規程」として定め、運用しています。

透明性の確保

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No	指針	対応方針
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	本紙「監査品質に関する報告書」を発行しています。
5-2	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ▶ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ▶ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方 ▶ 経営機関の構成や役割 ▶ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 ▶ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	本紙「監査品質に関する報告書」にて説明しています。
5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社や資本市場の参加者と意見交換を実施していますが、さらに深めてまいります。
5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	アドバイザリーボードにより定期的に評価をいただいています。
5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	アドバイザリーボードによる評価を理事会等にて検討し、改善に活用していません。

法人概要

法人名	かなで監査法人 Kanade Partnership	
設立	2020年10月	
役員	理事長	篠原 孝広
	品質管理責任者	杉田 昌則
	業務開発責任者	石井 宏明
	人財責任者	松浦 竜人
	財務総務責任者	高村 藤貴
	監事	白井 正
人員数	社員（公認会計士）	7名
	職員（公認会計士）	34名
	職員（アソシエイト、IT専門家）	20名
	合計	61名
監査契約先	金融商品取引法・会社法監査	12社
	会社法監査	5社
	その他	7社
	合計	24社
登録	日本公認会計士協会 上場会社監査事務所登録制度 登録	
所在地	日本橋オフィス 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-2-10 東洋ビルディング 金沢オフィス 〒920-0022 石川県金沢市北安江3-6-6 メッセ・ヤスタ 静岡オフィス 〒420-0839 静岡県静岡市葵区鷹匠1-14-30 鷹匠望月ビル 長野オフィス 〒380-0823 長野県長野市南千歳1-3-7 守谷第一ビルディング	



2022年10月31日現在

主要監査先一覧

監査契約先（大会社等に限る）

株式会社共和工業所

株式会社共和コーポレーション

株式会社銀座山形屋

小松ウオール工業株式会社

静岡鉄道株式会社

株式会社秀英予備校

立花証券株式会社

株式会社デジタルメディアプロフェッショナル

株式会社電算

NITTOKU株式会社

福島印刷株式会社

ホリイフードサービス株式会社

株式会社ヨンドシーホールディングス

（五十音順）



かなで監査法人
Kanade Partnership

103-0027
東京都中央区日本橋1-2-10 東洋ビルディング
03-5202-9025
kanade-partnership.or.jp

